

第20期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

remixpoint

日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時
（受付時間 午前9時～）

議決権を有効に行使いただいた株主の皆様には、株主様お一人につきQUOカード（500円分）を後日郵送にてお送りさせていただきます。

場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3825/>





株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第20期定時株主総会を2023年6月28日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
当社の株主総会は、会場にご来場いただく以外に、インターネットによるライブ配信によって、より多くの株主の皆様が株主総会にご参加いただける体制を整えておりますので、是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

2023年6月
代表取締役社長CEO 高橋 由彦

目次

■ 定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会ライブ配信についてのご案内	5
■ 株主総会参考書類	9
第1号議案 資本金の額の減少の件	
第2号議案 資本準備金の額の減少の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	38
■ 計算書類	53
■ 監査報告書	63

証券コード 3825
2023年6月13日
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

株式会社リミックスポイント
代表取締役社長CEO 高橋 由彦

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第20期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
<https://www.remixpoint.co.jp/ir/shiryo05/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただく場合には、「銘柄名（会社名）」に「リミックスポイント」又は「コード」に当社証券コード「3825」を入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」
欄よりご確認ください。

当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって
議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、
2023年6月27日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申
し上げます。

なお、本総会において議決権を有効に行使いただきました株主様に対しては、後日QUOカー
ド（500円分）を郵送にてお送りいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付時間午前9時～）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第20期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 資本準備金の額の減少の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以上

- ◎ 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎ 代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状をご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ◎ 株主様ではない代理人及び同僚の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

本総会におきましては、書面又はインターネット等により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



お手数ながら、本冊子をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後6時30分到着

インターネット等



パソコン又はスマートフォンから、次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後6時30分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる事前ご質問の受付について

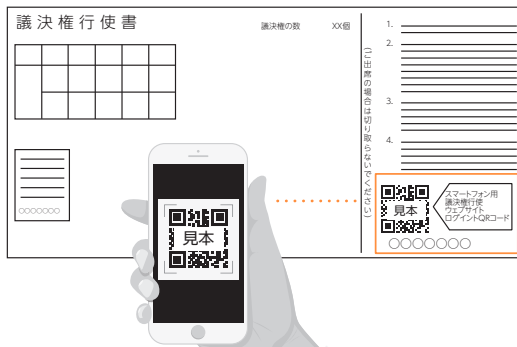
本総会の目的事項に関する株主様からの事前質問をお受けいたします。
ご質問を希望される株主様は、「議決権行使書」をお手許にご用意のうえ、当社お問い合わせフォーム(<https://www.remixpoint.co.jp/contact/>)にアクセスしていただき、所定の事項及びご質問内容をご入力ください。
回答につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.remixpoint.co.jp/ir/shiryu05/>)に掲載させていただく予定です。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

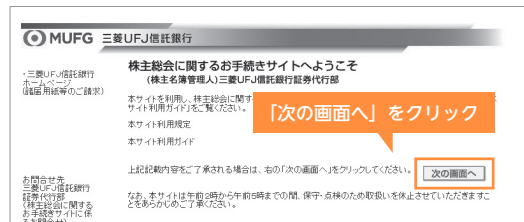
ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料)
(受付時間 9:00~21:00)

【株主総会ライブ配信についてのご案内】

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信へのご参加では議決権行使を行うことはできません。そのため、ご参加の株主様は、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

株主総会ライブ配信につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※ 本サイトの公開期間は、本招集ご通知到着時～2023年6月28日となります。

1 株主総会ライブ配信日時

2023年6月28日（水曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

※ 配信ページは開始時刻30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

2 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集ご通知同封の議決権行使書裏面をご参照のうえ、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

※ 同封の議決権行使書を紛失された場合、本招集ご通知8ページ記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

(1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID：9999-9999-9999-999
パスワード：999999

スマートフォン QRコード読込

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取ります。
○インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。

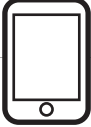
○このほかききは、切手をはらずにお出しくください。
○議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用にならないようお願いいたします。

読み取り

科金受取人私郵便
137-8683
郵便はがき

（受取人）
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

差出有効期間
日まで



(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合

- ① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。
- ② 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
https://engagement-portal.tr.mufg.jp

②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID：9999-9999-9999-999
パスワード：999999

スマートフォン QRコード読込

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

〇このほかきは、切手をはらずにお出しください。
〇議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用に
ならないようお願いいたします。

（受取人）
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

料金受取人私郵便
137-8683
郵便はがき
发出有期期間
日まで

MUFG 三菱UFJ信託銀行

ログインIDと
パスワードを入力

Engagement Portal

① ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁

パスワード

② 利用規約に同意する

③ ログイン

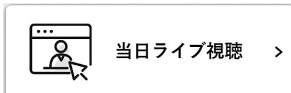
② よくあるご質問はこちら

3 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※ 本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご活用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【ご留意事項】

- ◎ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ◎ やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。
- ◎ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は、安定した映像配信に努めてまいります。システム障害や通信環境等による映像や音声の乱れ、配信の一時中断等が発生する可能性があります。当社はこれらの障害等によってご視聴されている株主様が被った不利益に関して責任を負いかねますことをご了承ください。
- ◎ ライブ配信の参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- ◎ ライブ配信における配信映像や音声について、全部又は一部にかかわらず、その複製、転載、第三者への公開はご遠慮ください。

【推奨環境】

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。
なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0 以降	Android 9.0 以降
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※ 上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

【お問い合わせ先】

本サイトに関するお問い合わせ

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日9時～17時、ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで)

ライブ配信の視聴に関するお問い合わせ

TEL 03-6833-6221

株式会社ブイキューブ

(株主総会当日 2023年6月28日 (水曜日) 午前9時～株主総会終了まで)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

企業価値の持続的な成長を実現するための経営戦略の一環として、事業規模に応じた適切な税制を通じて財務の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を行うことといたしました。

本件は減少した資本金の額を「その他資本剰余金」に振り替えるものであることから、「純資産の部」における勘定科目間の振替処理で、当社の純資産に変動を生じるものではなく、発行済株式総数につきましても変動がないため、1株当たりの純資産及び株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金7,877,955,028円のうち、7,867,955,028円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金は10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年6月30日（予定）

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の理由

企業価値の持続的な成長を実現するための経営戦略の一環として、事業規模に応じた適切な税制を通じて財務の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額の減少を行うことといたしました。

本件は減少した資本準備金の額を「その他資本剰余金」に振り替えるものであることから、「純資産の部」における勘定科目間の振替処理で、当社の純資産に変動を生じるものではなく、発行済株式総数につきましても変動がないため、1株当たりの純資産及び株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金697,517,242円のうち、687,517,242円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金は10,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年6月30日（予定）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見がない旨を確認しております。

なお、本議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会は、社内取締役3名、社外取締役3名の6名（男性6名、女性0名）の構成となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	たかはし よしひこ 高橋 由彦 (1970年1月17日生)	1992年4月 名古屋短資株式会社（現 セントラル短資株式会社）入社 1997年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2001年4月 公認会計士 登録 2001年7月 野村証券株式会社 入社 2008年11月 同社 主計部フィナンシャルアカウンティング二課長 2010年5月 公益財団法人財務会計基準機構 出向 企業会計基準委員会 専門研究員 株式会社アイレップ 入社（経理財務担当） 2015年7月 東京国税不服審判所 国税審判官 2017年12月 Abalance株式会社 管理本部長 2018年10月 当社 経営管理部長 2019年9月 株式会社ビットポイントジャパン 取締役 2020年6月 当社 取締役経営管理部長 2023年5月 当社 代表取締役社長CEO（現任）	10,875株
<p>【取締役候補者とした理由】 高橋由彦氏は、当社入社後、経営管理部門に従事し、現在は当社代表取締役社長CEOを務めております。同氏の豊富な知識や経営管理部門での経験等は当社の企業価値向上に不可欠であるため、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏を本総会で取締役に選任いただいた場合、引き続き当社代表取締役CEOとして選任する予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	あきた まさと 秋田 真人 (1977年8月15日生)	2000年4月 ジャベル株式会社 入社 2003年3月 株式会社インタラクトコムジャパン 入社 2007年5月 イーエムシー株式会社 入社 2013年10月 当社 第一事業部 部長 2018年4月 当社 エネルギーソリューション事業部長 2020年10月 当社 執行役員 エネルギーソリューション事業部長 兼 第二ソリューション部長 2021年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部長 2022年10月 当社 執行役員 エネルギー事業部副事業部長 2023年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部長 (現任)	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 秋田真人氏は、当社入社後、エネルギー事業部門及びレジリエンス事業部門に従事し、現在は当社執行役員レジリエンス事業部長を務めております。当社において積極的な新規事業展開を進めるほか、省エネや補助金に関する経験や知識、業界への知見を有しており、当社の企業価値向上に不可欠であるため、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、高橋由彦氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、秋田真人氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、高橋由彦氏、秋田真人氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
4. 取締役候補者の所有する当社株式は、2023年3月31日現在の状況を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現任監査等委員である取締役4名のうち、今川愼一氏及び江藤美帆氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の監査等委員である取締役は4名となります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<small>たきざわ ふみもと</small> 瀧澤 文基 (1979年3月15日生)	2001年4月 株式会社ティアイエスコーポレーション 入社 2005年7月 ラド・インターナショナル株式会社 入社 2007年4月 イーエムシー株式会社 入社 2013年10月 当社 第一事業部サービス運営グループ マネージャー 2018年4月 当社 エネルギーソリューション事業部第二ソリューション部業務管理グループ マネージャー 2021年4月 当社 エネルギー事業部業務管理部長 兼 契約管理グループ マネージャー 2022年10月 当社 エネルギー事業部業務管理部長 兼 電力小売グループ契約チーム シニアマネージャー 兼 経営管理部担当部長 (現任)	一株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 瀧澤文基氏は、当社入社後、業務管理部門及び経営管理部門に従事し、現在エネルギー事業部業務管理部長や経営管理部担当部長（コンプライアンス担当）を務めております。業界への知見の他、コンプライアンスに関する経験や知識を有しており、当社のさらなるコンプライアンス強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である取締役候補者（社内取締役候補者）といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	江田 健二 (1977年1月5日生)	2000年7月 アンダーセンコンサルティング株式会社（現アクセンチュア株式会社）入社 2005年3月 RAUL株式会社 代表取締役（現任） 2014年12月 一般社団法人エネルギー情報センター 理事（現任） 2015年4月 デナジー株式会社 取締役（現任） 2015年6月 当社 取締役（監査等委員） 2016年8月 一般社団法人サステナブルコミュニケーション協会理事（現任） 2018年4月 一般社団法人つなぐ未来研究所理事（現任） 2018年7月 株式会社ビットポイントジャパン 監査役 2019年8月 一般社団法人環境エネルギー循環センター理事（現任）	14,000株
【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割】 江田健二氏は、事業会社の経営及び、エネルギー関連に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。業界に関する高い専門性を活かし、独立した立場から当社事業に対する監査・監督を行うことで当社の成長に寄与するものと判断し、監査等委員である取締役候補者（社外取締役候補者）といたしました。			

- (注) 1. 監査等委員である各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江田健二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、江田健二氏の選任が承認された場合には、当社定款に基づき、会社法第427条第1項の規定により会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、瀧澤文基氏、江田健二氏の選任が承認された場合には、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、瀧澤文基氏、江田健二氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 江田健二氏が原案どおり選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式は、2023年3月31日現在の状況を記載しております。

以上

■取締役及び監査等委員である取締役スキルマトリックス
(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

氏名	新任・再任 社外／独立	当社における 地位	監査等 委員	取締役に期待する分野・専門性					
				企業 経営	業界へ の知見	財務／ 会計	グロー バル 経験	法務／ リスク 管理	サステナ ビリティ
高橋 由彦	再任	代表取締役		●		●	●		
秋田 真人	新任	取締役			●				●
瀧澤 文基	新任	取締役	●		●			●	
高山 雄大	現任 社外 独立	社外取締役	●			●		●	
山田 庸一	現任 社外 独立	社外取締役	●					●	●
江田 健二	新任 社外 独立	社外取締役	●	●	●				●

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の業績につきましては、売上高32,789百万円（前期比14.0%増）、営業損失1,850百万円（前連結会計年度は営業利益8,205百万円）、経常損失1,722百万円（前連結会計年度は経常利益8,173百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益3,267百万円（前期比52.7%減）となりました。

なお、各セグメントの売上高の金額は、セグメント間の内部売上高を含めない数値を記載しております。当社グループの報告セグメントは、業績評価、事業戦略の構築、経営資源の配分等を行ううえで重要性の高い区分を基に決定しており、「エネルギー事業」、「自動車事業」、「レジリエンス事業」、「金融関連事業」及び「その他事業」の5つで構成されております。

(エネルギー事業)

エネルギー事業は主に、電力小売業を営んでおります。当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されるなど、社会経済活動の再開が見られる一方、ロシアのウクライナ侵攻などに端を発したエネルギー価格や原材料価格の高騰や、急速な円安の進行など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下、当連結会計年度における電力市場価格は、前半と後半とで大きな違いを見せました。2022年7月、8月、9月の一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）におけるシステムプライス月平均は、それぞれ24.80円/kwh、25.52円/kwh、24.02円/kwhと比較的高水準であり、また2022年12月の同システムプライス月平均が25.04円/kwhであったことから、その後の価格高騰も危惧されておりましたが、2023年1月、2月、3月の同システムプライス月平均は、それぞれ19.56円/kwh、15.06円/kwh、9.81円/kwhと、異常な価格高騰が生じることなく前連結会計年度と比べても低水準で推移いたしました。

当社は、前連結会計年度より電力需要の高まりに備え、JEPXの電力取引価格が高騰しやすい夏季や冬季だけでなく、それ以外の時期も電力先物取引を用いて調達電力の一定割合の固定価格化を進めることで、電力調達価格と販売価格が逆ザヤになるリスクを抑制してまいりました。電力先物取引はデリバティブ取引に該当するため、会計上は時価評価の対象となり、評価差額が損益計上されることから、当連結会計年度中その時々電力先物取引価格の状況によって、損益が大きく変動する場面もありました。

当連結会計年度においては、JEPX価格がこれまでに比べて高水準であったこと、また需要家の増加により売上高が大きく伸長する一方で、前期末に評価益を計上した2022年4月限月以降の電力先物取引が当連結会計年度のセグメント利益を押し下げたこともあり、セグメント損失となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は25,269百万円（前期比99.4%増）、セグメント損失（経常損失）466百万円（前連結会計年度はセグメント利益（経常利益）1,670百万円）となりました。

（自動車事業）

自動車事業においては、中古車販売事業者との中古車売買及び中古車売買に関するコンサルティング等を行っております。中古車売買事業は、業者間売買であることもあり粗利率は低いものの、仕入から販売までの決済回収期間が短いため、資本回転率の高いビジネスを実現しております。当連結会計年度においては、前年と比して、販売台数が増加したうえ、利益率の高い高価格帯の取引が増えたことから、当連結会計年度は増収増益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は5,911百万円（前期比30.1%増）、セグメント利益（経常利益）23百万円（前期比22.5%増）となりました。

（レジャー事業）

レジャー事業は、感染症対策関連事業、蓄電池事業及び省エネコンサルティング事業から構成されております。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染者数の減少により、感染症対策に対する関心が薄れてきたこともあり、感染症対策関連事業の主力商品であるMA-T System関連商品（「すごい水」シリーズ）の売上も引き続き低調に推移いたしました。このような事業環境の変化を受け、商品評価損149百万円を計上いたしました。また、蓄電池事業においては、これまで世界的な半導体不足の影響から生産が滞り、JET認証の取得も後ろ倒しになっていたことから、販売体制の本格的な構築が遅れていた家庭用蓄電池システム（remixbattery）についても、販売活動が徐々に稼働し始めました。また、省エネコンサルティング事業においては、主要な補助金の採択からの収入が前連結会計年度と同程度に推移いたしましたが、当連結会計年度は前連結会計年度と比して減収し、損失金額が減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は637百万円（前期比8.9%減）、セグメント損失（経常損失）162百万円（前連結会計年度はセグメント損失（経常損失）228百万円）となりました。

(金融関連事業)

金融関連事業の売上高はこれまで、金融関連事業の中核事業であった株式会社ビットポイントジャパン（以下、「BPJ」といいます。）の売上高が大半を占めておりましたが、2022年7月1日付で同社株式の51%を譲渡したことによって、第2四半期連結会計期間より、連結子会社から外れ、同社の業績が持分法投資損益として営業外損益の区分で計上されることとなりました。その結果、金融関連事業セグメントの売上高は、主に当社の100%子会社である株式会社ビットポイント・ホールディングス（以下、「BPH」といいます。なお、2023年4月1日付で「イプシロン・ホールディングス株式会社」へ社名を変更しております。）の売上高と当社の金融関連事業部が行っている暗号資産関連事業に関する投資収益から構成されることとなりました。BPHは、BPJに使用権を付与しているシステムを保有しており、BPHの売上高は主に、BPJから受け取るこのシステム利用料収入と保有暗号資産の評価損益からなっております。第2四半期連結会計期間以降、システム利用料収入は160百万円で（これに対応するソフトウェアシステムの減価償却費は139百万円で販管費の区分で計上されております。）、保有暗号資産の評価損は74百万円でした。また、当社の金融関連事業部が行っている暗号資産関連事業に関する投資には2023年3月末時点で、gumi Cryptos Capital 1号ファンド、gumi Cryptos Capital 2号ファンド、B Cryptosファンド、BLOCKTOWER CAPITAL LLCの4つがあり、当期において、これらの投資からの収益は合わせて△14百万円で、投資残高(連結貸借対照表価額)は355百万円となっております。また、営業外損益の区分で計上されるBPJの持分法投資損益は104百万円の損失でした。

以上の結果、当セグメントの売上高は928百万円（前期比91.4%減）、セグメント利益（経常利益）15百万円（前期比99.8%減）となりました。なお、2023年3月31日に、BPJ株式残り全てをSBIホールディングスのグループ会社に譲渡するとともに、これまでBPHで保有していたBPJ向けのソフトウェアシステムもBPJに譲渡したことにより、当期末をもって、BPJは持分法適用関連会社から外れ、また翌期からは、システム利用収入及びそれに係る減価償却費もなくなることから、金融関連事業セグメントは当連結会計年度で終了を予定しております。これに伴い、当社の金融関連事業部が行っていた暗号資産関連事業に係る投資に係る損益は、2024年3月期からは、営業外損益の区分に計上される見込みであります。また、BPHが保有する暗号資産に係る損益も営業外損益の区分に計上される見込みであります。

(その他事業)

その他事業は、マーケティングコンサルティング事業のほか、新規事業を含んでおります。当連結会計年度においては、マーケティングコンサルティング事業及び新規事業が低調に推移したほか、貸倒引当金92百万円を計上したことにより、対前年同期では減収減益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は41百万円（前期比40.7%減）、セグメント損失（経常損失）53百万円（前連結会計年度はセグメント利益（経常利益）0百万円）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は300百万円であり、主な内訳はソフトウェア251百万円、工具器具備品28百万円、建物20百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度に、第11回新株予約権、第14回新株予約権、第17回新株予約権及び第19回新株予約権の行使により1,395百万円の資金調達を行いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は2022年7月1日付で、当社の連結子会社であるBPJ株式の一部をSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社へ売却したため、同社は当社の子会社でなくなりました。

その後当社は、2023年3月31日付で、BPJ株式の残り全てをSBICAH合同会社へ売却したため、同社は持分法適用関連会社ではなくなりました。

8. 対処すべき課題

当社グループは、これまで社会が変化するタイミングで、投資・事業開発を積極的に進めてまいりました。2023年3月期での主要事業は、エネルギー事業、レジリエンス事業、自動車事業及び金融関連事業となっておりますが、2023年3月末をもって、これまで金融関連事業の主たる事業であった暗号資産交換業を営んでいたBPJの株式全てをSBIグループに譲渡し、また、事業の選択と集中の観点から、自動車事業からの撤退も決定しております。

2023年3月期は、米国の連邦準備制度理事会が、消費者物価指数の上昇を抑えるため政策金利であるフェデラル・ファンド金利の誘導目標を引き上げ続けたこともあって、全体的に暗号資産価格が大きく下落しました。また、海外の主要な取引所の破綻を受け、世界的に暗号資産交換業に対する規制が強化される流れにある中、暗号資産交換業の運営は、今後、コストの増加などにより一層厳しさを増していくものと認識しております。このような状況を受け、当社グループは、暗号資産交換業から撤退を決め、株式会社ビットポイントジャパンの全株式をSBIグループに譲渡いたしました。

一方、当社が電力小売業を展開するエネルギー事業の分野においては、世界的に脱炭素社

会に向かっている中で起こった資源価格の高騰や、ロシアによるウクライナ侵攻などによって引き起こされた電力価格の高騰は、エネルギー事業分野の経営環境を一層不安定なものにしました。また、容量市場の創設目的は、将来にわたって日本全体の電力供給力 (kW) を確保することにあることから、需要家や発電事業者だけでなく、当社のような小売電気事業者にとってもメリットがある制度であるものの、容量拋出金の拋出額水準によっては経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。さらに、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下、「エネルギー供給構造高度化法」といいます。）は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達義務を課しており、具体的には、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%以上という目標が定められ、目標達成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しています。再生可能エネルギーによる自社電源を有していない当社にとっては、今後、非化石証書の調達が過大な負担となることも考えられます。

また、コロナ禍の終息は、日本社会に安定をもたらし、経済活動を再び活発にする一方で、感染症対策関連の商品を販売してきた当社にとっては、事業戦略や商品戦略を見直していく必要があります。

(1) エネルギー事業における課題

中長期的には、2050年カーボンニュートラル達成に向けての電源の低炭素化推進、再生可能エネルギー発電の活用や環境価値の高い電力供給プランなどがありますが、短期的には、事業利益が、変動する電力の調達価額に左右されぬよう、需要家に価格変動リスクを転嫁できるような商品の設計や電力の調達、また、固定価格での電力供給を希望する需要家には、相対電源や常時バックアップで調達した電源を利用した商品の提供があげられます。また、エネルギー供給構造高度化法で電気事業者に求められている非化石電源比率（中間目標）への対応や2025年3月期より始まる容量拋出金への対応は必須になります。

(2)レジリエンス事業における課題

レジリエンス事業は、蓄電池事業、省エネコンサルティング事業及び感染症対策関連事業から構成されております。蓄電池は、もっぱら代理店を通じて販売されることから、蓄電池販売を得意とする代理店に、当社の蓄電池を取り扱ってもらえるかが課題となります。なお、これまで家庭用の蓄電池を主に取り扱ってまいりましたが、今後は産業用蓄電池の販売も本格化させてまいります。

省エネコンサルティング事業では、これまでの事業者向けのエネルギー使用合理化・省エネ関連のソリューションに加え、BCP（事業継続計画）対策や家庭における防災・減災対策として、再生可能エネルギー、蓄電池及び発電機の組み合わせなどによる提案を積極的に展開してまいります。省エネルギーや防災・減災といった一部の効用にとどまらず、レジリエンス向上を促すための取り組みを推進してまいります。

感染症対策関連事業の主力商品であるMA-T System関連商品（「すごい水」シリーズ）は、今後は、BtoB事業に注力することで、黒字化を目指してまいります。なお、感染症対策関連事業における取扱い商品やサービスは、人の健康・安全に密接に関連していることから、その広告や販売に関し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）及び関連法令や広告規制等の適用を受ける場合が考えられます。当社グループでは、商材の企画・開発、広告、販売に際しては、消費者事故等の発生防止に努めるとともに、コンプライアンスを徹底してまいります。

(3)経営環境の変化への機動的な対応、これによる事業機会及び収益の追求

将来にわたる持続的な成長を実現するため、事業規模及び収益の拡大を戦略的に推進する必要があります。当社グループは、市場のニーズやウオンツを的確にとらえ、社会・時代の変化に機動的に対応し、既存事業の強化、派生ビジネスへの取り組み、新しい発想・視点による新規の事業機会の創出をたえず行ってまいります。さらに、事業ポートフォリオを定期的に見直し、収益力及び効率性の向上を推進し、中長期的な成長基盤の確立を図ってまいります。また、成長を加速するために、その時々々の経営環境を鑑み、特に、脱炭素を志向する環境意識の高い企業との協業等を含めた他の企業グループとの連携や戦略的な投資を推進してまいります。

(4)内部管理体制の拡充並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの強化

当社グループは、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、2017年12月に策定した「コーポレート・ガバナンス基本方針」(2021年12月一部改訂)において、コンプライアンスの徹底及びリスクマネジメントに対し積極的な取り組みを行う姿勢を明確にいたしました。コーポレートガバナンス・コードの改訂その他事業環境の変化に応じて、当社グループにふさわしいコーポレート・ガバナンスの実現に努めてまいります。また、引き続き、グループ全体において、継続的な啓発活動及び教育研修を実施し、一人ひとりが高い倫理観を醸成し、良識と責任のある行動をとることのできる企業風土を形成してまいります。

(5)優秀な人財の確保・育成

当社グループは、中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題への取り組みに際して、事業環境の変化に円滑に対応して社会的な価値を創出することのできる優秀な人財の確保・育成が必須であると考えております。業容拡大のもと、意欲のある経験値の高い人財を確保するとともに、持続的な成長を支える人財の育成、個々のパフォーマンスの最大化のため、就業環境の整備・改善に注力してまいります。

(6)ダイバーシティの推進

当社グループでは、これまで複数の国籍の人財を登用してまいりましたが、今まで以上に、グローバル化の推進、個性の尊重、人財の経験・スキルの多様性の向上、信頼関係作りの強化に取り組んでまいります。また、取締役だけでなく、執行役員、部長などの経営幹部への女性登用の拡大を推進してまいります。そのために、多様な個々の従業員が意欲をもって活躍できるための就労環境の整備、職場コミュニケーションの改革、人財育成等の人事・労務施策の実施に努めてまいります。

9. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2020 年 3 月)	第 18 期 (2021 年 3 月)	第 19 期 (2022 年 3 月)	第 20 期 (当連結会計年度) (2023 年 3 月)
売 上 高	11,229百万円	13,217百万円	28,753百万円	32,789百万円
経常利益又は経常損失 (△)	△1,231百万円	△2,893百万円	8,173百万円	△1,722百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△)	△5,173百万円	△2,974百万円	6,913百万円	3,267百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	△88円66銭	△36円86銭	64円05銭	27円32銭
総 資 産	14,259百万円	47,556百万円	72,968百万円	19,271百万円
純 資 産	3,870百万円	4,322百万円	14,114百万円	16,826百万円
1株当たり純資産額	62円86銭	43円76銭	121円03銭	141円75銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第18期より、会計方針を一部変更しております。第17期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。
3. 第19期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第19期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
4. 第17期は、BPJにおいて暗号資産の不正流出があったこともあり、営業損失になるとともに、大幅な当期純損失となりました。
5. 第18期は、2020年12月から2021年1月にかけての卸電力取引市場における電力価格の異常な高騰により電力調達価額が多額となったことから、大幅な経常損失となっております。また、ビットコインをはじめとする各暗号資産価格の上昇により、顧客預り暗号資産が増加したことで、総資産が大幅に増加しております。さらに、主に、第三者割当て発行された第13回及び第15回新株予約権の行使による株式の発行により純資産が増加しております。
6. 第19期は、暗号資産の新規取扱いを複数開始したことにより、手数料収入とトレーディング収益が増加しました。それに併せて、利用者預り暗号資産が増加したことで総資産は大きく増加しております。また、主に、第15回、第16回及び第18回新株予約権の行使による株式の発行により純資産が増加しております。
7. 第20期は、保有しているBPJ株式の売却による、関係会社株式売却益8,921百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は3,267百万円となりました。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2020 年 3 月)	第 18 期 (2021 年 3 月)	第 19 期 (2022 年 3 月)	第 20 期 (当 事 業 年 度) (2023 年 3 月)
売 上 高	10,422百万円	11,733百万円	18,438百万円	31,863百万円
経常利益又は経常損失 (△)	100百万円	△2,414百万円	1,482百万円	4,100百万円
当期純利益又は当期純損失 (△)	△4,011百万円	△2,467百万円	1,218百万円	4,090百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	△68円75銭	△30円58銭	11円28銭	34円21銭
総 資 産	5,361百万円	9,237百万円	11,441百万円	14,727百万円
純 資 産	4,695百万円	5,654百万円	9,752百万円	13,287百万円
1株当たり純資産額	76円41銭	57円31銭	83円57銭	111円93銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第19期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第19期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
3. 第17期は、保有しているBPJ株式の評価減を特別損失の区分に計上したことにより、大幅な当期純損失となりました。
4. 第18期は、2020年12月から2021年1月にかけての卸電力取引市場における電力価格の異常な高騰により電力調達価額が多額となったことから、大幅な経常損失となっております。
5. 第19期は、電力小売が堅調に増加し、その一方で電力調達原価を適正にコントロールしたことにより、経常利益、当期純利益は増加しております。
6. 第20期は、BPJの株式を売却したBPHからの受取配当金5,207百万円を計上したことにより、当期純利益は大幅に増益となりました。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
(株)ビットポイント・ホールディングス	101百万円	100.00%	金融関連事業中間持株会社

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

11. 主要な事業内容

(2023年3月31日現在)

事業	事業内容
エネルギー事業	電力売買
自動車事業	中古車の売買に関するコンサルティング、中古車の売買等
レジリエンス事業	省エネルギー化支援コンサルティング、蓄電池販売、感染症対策関連商品の販売等
金融関連事業	暗号資産事業に関連した投資
その他事業	マーケティングコンサルティング等

12. 主要な事業所

(2023年3月31日現在)

名称	所在地	
当社	本社	東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
	名古屋営業所	愛知県名古屋市西区
	大阪営業所	大阪府大阪市
	石川営業所	石川県白山市
子会社	(株)ビットポイント・ホールディングス	東京都港区

13. 従業員の状況

(2023年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
エネルギー事業	69名	11名減
自動車事業	4名	－
レジリエンス事業	49名	3名減
金融関連事業	1名	45名減
その他事業	1名	－
全社(共通)	26名	1名増
合計	149名	58名減

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員はおりません。
2. 「全社(共通)」として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149名	13名減	37歳	4年0か月

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員はおりません。

14. 主要な借入先

該当事項はありません。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

(2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 122,717,800株 (自己株式4,060,000株含む)
3. 株主数 41,066名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
SBIホールディングス株式会社	5,826,600株	4.91%
リバイブ投資事業組合	2,804,400株	2.36%
松田 周	2,190,000株	1.84%
有賀 照家	2,004,000株	1.68%
モロフジ株式会社	1,620,000株	1.36%
小田 玄紀	1,175,000株	0.99%
株式会社MAYAINVESTMENT	1,115,000株	0.93%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,053,594株	0.88%
TOKAI TOKYO SECURITIES (ASIA) LIMITED	810,700株	0.68%
鈴木 敬之介	633,300株	0.53%

(注) 持株比率は、自己株式4,060,000株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2. 事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

		第 19 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2022年4月14日
新株予約権の数		27,700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,770,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり285円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり31,900円 (1株あたり319円)
権利行使期間		2022年5月16日から 2025年12月31日まで
行使の条件		本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合にのみ、本新株予約権は行使できるが、他方で、本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも100円を下回った場合には、本新株予約権が消滅し権利行使できない内容になっている。
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 13,700個 目的となる株式数 1,370,000株 交付者数 7名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 1,100個 目的となる株式数 110,000株 交付者数 3人

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長CEO	小 田 玄 紀	株式会社ビットポイントジャパン 代表取締役 株式会社ビットポイント・ホールディングス 代表取締役社長 一般社団法人日本暗号資産取引業協会理事副会長
取 締 役 経 営 管 理 部 長	高 橋 由 彦	公認会計士
取 締 役	中 込 裕 司	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	今 川 慎 一	一般財団法人 日本財団電話リレーサービス 評議員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 山 雄 大	公認会計士 あかり監査法人
取 締 役 (監 査 等 委 員)	江 藤 美 帆	株式会社南葛S C マーケティング部長 株式会社マイナビ 社外取締役 株式会社カワチ薬品 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 庸 一	C S T 法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役

- (注) 1. 取締役 今川慎一氏、高山雄大氏、江藤美帆氏及び山田庸一氏は社外取締役であります。
2. 当社は業務部門、事業拠点、役職員等のいずれの数も少ないうえ、内部監査室による内部監査結果が監査等委員会において、取締役の業務執行の状況が取締役会において、毎月1回以上報告されているほか、役員連絡会等を通じて情報収集が容易である等、当社の内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員である取締役 今川慎一氏、高山雄大氏、江藤美帆氏及び山田庸一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 取締役 高橋由彦氏、監査等委員である取締役 高山雄大氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役 山田庸一氏は弁護士であり、法務及びリスク管理に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2022年6月28日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、伊勢谷元彦氏、馬淵邦美氏、石川和男氏、椿奈緒子氏及び東海林秀樹氏は任期満了により退任しました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である今川愼一氏、高山雄大氏、江藤美帆氏及び山田庸一氏は、それぞれ会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

3. 補償契約の内容の概要

当社は小田玄紀氏、高橋由彦氏、中込裕司氏、今川愼一氏、高山雄大氏、江藤美帆氏及び山田庸一氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役

(2) 保険内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、(1)に規定する被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5. 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (3名)	36百万円 (1百万円)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (全 て 社 外 取 締 役)	5名	15百万円
合 計	11名	52百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額は、2018年6月28日開催の第15期定時株主総会（当時の社内取締役は3名、社外取締役は5名）において、報酬額は年額1,000百万円以内（内、社外取締役分は200百万円以内。ただし、いずれも従業員分給与は含まれない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2015年6月26日開催の第12期定時株主総会（当時の監査等委員である取締役は4名）において、報酬額は年額200百万円以内と決議いただいております。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(1) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について、取締役会で選任された過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会に諮問しております。

(2) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

① 固定報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役の報酬は、固定の基本報酬（金銭）のみとし、年額を12等分し毎月支給することとします。基本報酬は、各取締役の役位、職責等に応じて定めるものとし、経営環境等を勘案して適宜見直します。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法

代表取締役が当社の業績等を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、報酬案を策定します。その後、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、任意の指名報酬委員会における審議及び決議により決定いたします。同委員会は、代表取締役社長CEOである小田玄紀を委員長として、社外取締役（監査等委員）の今川慎一氏、高山雄大氏、江藤美帆氏及び山田庸一氏の5名で構成されております。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

任意の指名報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容を決定方針との整合性を含め、総合的に検討を行っており、取締役会は、その審議内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

7. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
取締役(監査等委員)	今 川 慎 一	一般財団法人 日本財団電話リレーサービス 評議員
取締役(監査等委員)	高 山 雄 大	あかり監査法人
取締役(監査等委員)	江 藤 美 帆	株式会社南葛SC マーケティング部長 株式会社マイナビ 社外取締役 株式会社カワチ薬品 社外取締役
取締役(監査等委員)	山 田 庸 一	CST法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役

(注) その他の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役(監査等委員) 今 川 慎 一	当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会14回の全てに出席し、会計分野における豊富な経験及び見識並びに会計士としての専門的知見及び経験から必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員) 高 山 雄 大	当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会14回の全てに出席し、公共性の高い企業において国内外における豊富な経験と高度な見識から必要な意見を適宜行っております。
取締役(監査等委員) 江 藤 美 帆	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回及び監査等委員会14回のうち12回に出席し、IT業界及びマーケティング業界における事業運営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識から必要な意見を適宜行っております。
取締役(監査等委員) 山 田 庸 一	社外取締役就任後開催の取締役会12回及び監査等委員会10回の全てに出席し、コンプライアンス全般に関する見識並びに弁護士としての専門的知見及び経験から必要な意見を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数外、会社法第370条及び定款第24条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

アスカ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の間を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の執行状況等に留意し、每期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大を図るため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常の指針として、継続的な内部統制システムの改善並びに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。なお、当社は、2017年6月13日開催の取締役会の決議によって「内部統制システム整備の基本方針」を改定しております。

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性の確保を図る。取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程に則り、重要事項を決定し取締役の職務執行を監督する。
 - ② 「倫理コンプライアンス規程」を定め、教育・啓発活動を通じて、法令等遵守が企業の存立及び事業活動の基盤であることを浸透・徹底を図る。
 - ③ 取締役及び使用人全員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
 - ④ 「内部統制システム整備の基本方針」及び取締役会の指示に従い、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要な施策を審議・決定し、その活動状況を取締役会及び監査等委員会に対し報告する。
 - ⑤ 取締役及び使用人の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
 - ⑥ 内部通報システムを設け、法令違反、社内規程、重大な倫理・コンプライアンス違反があった場合には、その通報を受け、必要な調査を実施し、当該違反に対する対処並びに是正措置を講じる。
 - ⑦ 内部監査室は、内部監査の結果及び改善課題を取締役社長及び監査等委員会に報告し、当該改善課題の対応状況を確認する。
 - ⑧ 反社会的勢力の排除に関し、反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、弁護士や警察等との連携を図り、組織的に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る文書及び情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
 - ② 取締役又は監査等委員である取締役が常時閲覧できるような状態で保管・管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会はリスク管理規程に則り、リスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行う。

- ②各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規程に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって第一義的に管理し対応する。
 - ③新たに生じたリスクに対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い速やかに適切な施策を実施する。
 - ④内部監査室は、監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役社長に報告するとともに関連する担当部門に連絡し、迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。また、取締役社長及び監査等委員会に対し、改善課題の対応状況を報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ①取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項に関する審議・決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ②職務決裁権限規程に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
 - ③取締役会において年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次で進捗状況の管理を行い職務執行にフィードバックする。
 - ④情報伝達や業務においてITを有効かつ適切に利用することにより、職務執行の効率化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）の業務の適正を確保するために、また、グループ間取引の適正の確保を図るため、関係会社管理規程に基づき、当社グループに関する業務の全般を管理し、監視体制及び報告体制を確保する。
 - ②子会社の取締役の職務執行が効率的に行われるよう、関係会社管理規程において協議すべき事項及び報告すべき事項を明確化するとともに、具体的な業務執行については子会社の自主性を尊重する。子会社の取締役は、当社の役員連絡会、取締役会及びその他のレポーティングルートを通じて、自社の営業成績、財務状況その他の重要な情報等について、当社に対し定期的な報告を行う。
 - ③当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。また、当社グループ各社に共通する間接部門の業務についてはできるだけ共有化を図り、グループ全体で効率的な経営に努める。
 - ④監査等委員会及び内部監査室は、子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の取締役の業務執行の状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行う。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会による円滑な職務遂行ができるように必要なスキルその他について意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人に関する人事異動、考課、懲戒処分等は監査等委員会の同意のもとに行う。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項若しくは法令又は定款に違反する事項が発生し又は発生するおそれがあるときは、その内容につき速やかに監査等委員会に報告する。
 - ② 内部監査室は、監査等委員会に対して、監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。
 - ③ 監査等委員会から求めがあった場合には、当社グループの取締役、監査役及び使用人は業務執行状況に関する報告をする。
 - ④ 監査等委員会は、内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。
 - ⑤ 監査等委員会に直接間接を問わず報告・通報又は説明を行った者に対して、当該報告・通報又は説明を行ったことを理由として、人事上その他一切の点で不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を社内に周知徹底する。
- (8) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員会は、監査等委員である取締役の職務執行上必要と認められる費用について予算計上するように努める。
 - ② 会社は、監査等委員である取締役の職務執行上の費用に関する前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。また、会社は、緊急又は臨時に支出した費用については、当該支出が適正でない場合を除き、事後の償還請求に応じる。
 - ③ 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認められるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を任用することができる。その費用については会社に請求することができる。

④監査等委員である取締役は、費用の支出に当たってはその適正性及び効率性に留意するものとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①会社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ②代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、子会社取締役、主要部長とともに、監査等委員会との間で定期的な情報及び意見の交換を行う。
- ③監査等委員会は、会計監査人、子会社監査及び内部監査室と、当社グループの監査に関して定期的に意見及び情報の交換を行うなどして緊密な連携を図る。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを構築し維持する。また、当該システムが適正かつ有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関連法令の要求に対する適合性を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の方針に基づき、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。当事業年度における具体的な運用状況のうち、内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりであります。

（監査等委員会による監査等及び社外取締役による監督）

原則として月1回開催される監査等委員会において、管理部門及び内部監査室から、当社のリスク管理体制等に関する事項や内部監査上の課題について報告を受けるとともに、監査等委員である取締役の間で、業務の執行状況の監査・監督に関して情報及び意見の交換を行っております。

監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、業務執行取締役等から業務の執行状況の報告を受け、決議事項の審議に際して積極的に質疑や意見を述べ、意思決定の過程や内容について監督を行っております。また、原則として月1回開催される役員連絡会において、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く）、主要管理職及び子会社社長に出席を求め、当社の経営・事業に関する情報及び意見の交換を行い、密度の濃い監査等を実施できる体制を実現しております。

監査等委員である取締役は、会計監査人との間で、監査の独立性と適正性を監視しながら、会計監査人による監査計画、会計監査結果報告を受領し、適宜、情報及び意見の交換を行っております。

また、その過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。当事業年度は、合計4回開催し、取締役候補者の選定、代表取締役・役付取締役の選定、取締役のスキルマトリックスを含む取締役会の構成に関する事項、並びに取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針及び報酬等の内容等、役員等の人事及び報酬に関する事項について審議いたしました。

(コンプライアンス)

新規事業の取り組み等に際しては、取締役会、役員連絡会等において、事業リスクのほか、法的リスクへの対応を含めたコンプライアンスについて討議を行い、関連部署に対ししかるべき指示を行い、その対応状況について報告させております。

コンプライアンスの重要性につき、役員及び使用人に対し周知徹底し、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図っております。

(リスク管理)

取締役会はリスク管理規定に則り、リスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行っております。各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規定に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって一義的に管理し対応しております。新たに生じたリスクへの対応に対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い、速やかに適切な施策を実施しております。

Ⅶ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「事業の成長・拡大及び経営効率・収益性の向上により企業価値を高めつつ、財務基盤の健全性の確保、資本効率の向上、株主還元の強化をバランスよく追求することを基本的な方針とし、資本政策に取り組む」こととしており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けております。以上の基本方針に基づき、当期の配当額につきましては、利益剰余金を配当原資とし、直近の配当予想のとおり1株当たり2円00銭とすることを決定いたしました。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,620	流動負債	2,445
現金及び預金	11,173	買掛金	520
売掛金及び契約資産	4,061	未払金	430
商品	221	預り金	348
製品	16	未払法人税等	774
原材料及び貯蔵品	69	その他	371
未収法人税等	1,173	固定負債	0
営業投資有価証券	355	繰延税金負債	0
自己保有暗号資産	120		
その他	623		
貸倒引当金	△196		
固定資産	1,651		
有形固定資産	107		
建物及び構築物	80		
減価償却累計額	△9		
建物及び構築物(純額)	71		
車両運搬具及び工具器具備品	76		
減価償却累計額	△40		
車両運搬具及び工具器具備品(純額)	35		
無形固定資産	83		
ソフトウェア	83		
投資その他の資産	1,461		
投資有価証券	70		
敷金及び保証金	1,389		
固定化債権	2		
その他	1		
貸倒引当金	△2		
資産合計	19,271		
		負債合計	2,445
		(純資産の部)	
		株主資本	16,819
		資本金	7,877
		資本剰余金	3,268
		利益剰余金	7,629
		自己株式	△1,956
		新株予約権	6
		純資産合計	16,826
		負債・純資産合計	19,271

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		32,789
売上原価		31,167
売上総利益		1,621
販売費及び一般管理費		3,472
営業外損益		1,850
営業外収入		
受取利息	0	
受取配当金	0	
経営指差	215	
為替の	4	
その他	30	251
営業外費用		
持分法による投資損失	104	
投資事業組合運用損失	0	
支払手数料	2	
新株予約権発行費	1	
株式交付費	6	
貸倒引当金繰入	4	
その他	2	124
経常損失		1,722
特別利益		
固定資産売却益	59	
関係会社株式売却益	8,921	8,981
税金等調整前当期純利益		7,258
法人税、住民税及び事業税	3,940	
法人税等調整額	51	3,991
当期純利益		3,267
親会社株主に帰属する当期純利益		3,267

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
	株主資本合計				
当 期 首 残 高	7,180	7,201	△268	△18	14,096
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	697	697			1,395
欠 損 填 補		△4,630	4,630		-
自 己 株 式 の 取 得				△1,938	△1,938
親会社株主に帰属する当期純利益			3,267		3,267
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	697	△3,933	7,897	△1,938	2,723
当 期 末 残 高	7,877	3,268	7,629	△1,956	16,819

(単位：百万円)

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	18	14,114
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		1,395
欠 損 填 補		-
自 己 株 式 の 取 得		△1,938
親会社株主に帰属する当期純利益		3,267
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△12	△12
当 期 変 動 額 合 計	△12	2,711
当 期 末 残 高	6	16,826

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称 株式会社ビットポイント・ホールディングス

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 0社

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度においてBPHは事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更しております。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ

時価法を採用しております。

③棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

自動車事業：主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

レジリエンス事業：主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2)暗号資産に係る会計処理の方法

①暗号資産の期末評価

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

②暗号資産の取引に係る損益

暗号資産の取引に係る損益（評価損益を含む）は、連結損益計算書上純額で売上高に表示しております。

(3)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

ア. 建物	3～15年
イ. 車両運搬具	2～3年
ウ. 工具器具備品	2～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(4)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供に応じて収益を認識しております。具体的には、検針による確定した電力供給量により履行義務の充足を認識するとともに、検針日から決算日までの期間は過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金をもとに見積りを行って履行義務の充足を認識しております。

・自動車事業

自動車事業においては、主に顧客の需要に沿った車両の販売を行うものであり、顧客に車両を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した車両が顧客が検収した時点で当該車両に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

・レジリエンス事業

(1)商品・製品販売

主に需要に沿ったエネルギー関連商材及び感染症対策商材等の販売を行うものであり、顧客に商品・製品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(2)省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請に係る支援業務を行うものであり、当該支援業務を行う履行義務を負っております。当該履行義務の充足は、補助金等の交付決定があった日の一時時点で認識しております。これは、支援を実施した申請に対して補助金等の交付決定がなされたことをもって履行義務が完了したもとのする内容の契約を顧客と締結しているからであり、申請の完了で履行義務が充足されるものではなく、一定期間にわたり履行義務が充足されるものでもないためです。

(6)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

ア．株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

イ．新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」といいます。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

		当連結会計年度
商	品	221百万円
製	品	16百万円
原材料及び貯蔵品		69百万円
棚卸資産評価損(売上原価)		145百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

収益性の低下の事実を反映するように、品目ごとに過去の販売実績及び使用期限をもとに将来の販売見込数量を見積もり、当該見込み数量を上回る棚卸資産について、簿価の切下げの対象とすべき滞留在庫としております。

棚卸資産の将来の販売見込数量の見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、販売見込数量の見積りが想定を下回った場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少なくとも一定期間以上続くとの仮定のもと、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき会計上の見積りを会計処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	116,530,700株	6,187,100株	一株	122,717,800株

(注) 増加株式数は、新株予約権行使による増加6,187,100株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	60,000株	4,000,000株	一株	4,060,000株

3. 新株予約権等に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)			
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
第11回新株予約権	普通株式	1,209,800	－	975,100	234,700
第14回新株予約権	普通株式	1,410,000	－	1,350,000	60,000
第17回新株予約権	普通株式	2,630,000	－	2,570,000	60,000
第19回新株予約権	普通株式	－	2,770,000	1,292,000	1,478,000
合 計		5,249,800	2,770,000	6,187,100	1,832,700

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	237百万円	2円	2023年3月31日	2023年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。

デリバティブ取引は、後述の市場リスクを回避するために利用しており、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務等は、ほとんどが翌月現金及び預金にて支払っております。自己保有暗号資産は市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所等に関するもののほか、電力小売事業に関する取引保証金、金融関連事業における取引証拠金となっており、これらは相手先の信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、エネルギー事業における電力価格変動によるリスクヘッジをすることを目的とした電力先物取引を利用しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

稟議規程等に従い、営業債権等については管理部門が定期的にモニタリングを行い、相手先毎に残高を把握し管理を行っており、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

②流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新する方法により管理しております。

③市場リスク(市場価格の変動に係るリスク)の管理

適時に時価を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、社内規程に基づき執行部門及び管理部門を定めて実施しております。また、信用度の高い取引相手を選択しており、信用リスクは極めて低いと判断しております。なお、ヘッジ会計は適用しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。ただし、重要性が乏しいものは省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
自己保有暗号資産	120	120	－
資 産 計	1,509	1,509	－
デリバティブ取引(※3)	(51)	(51)	－

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない金融商品は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	174
出資金	250
敷金及び保証金	1,389

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の基礎となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
自己保有暗号資産	120	－	－	120
資産計	120	－	－	120
デリバティブ取引				
関連商品	－	51	－	51
負債計	－	51	－	51

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

暗号資産

自己保有暗号資産は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引所の最終の価格をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	エネルギー事業	自動車事業	レジリエンス事業	金融関連事業	その他事業	合計
一時点で移転される財	－	5,911	225	－	－	6,137
一定の期間にわたり移転される財	25,269	－	412	160	41	25,884
顧客との契約から生じる収益	25,269	5,911	637	160	41	32,021
その他の収益	－	－	－	767	－	767
外部顧客への売上高	25,269	5,911	637	928	41	32,789

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)「4.会計方針に関する事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	141円75銭
1株当たり当期純利益	27円32銭

(企業結合等に関する注記)

(連結子会社の株式の売却)

当社は、2022年7月1日付で、当社の連結子会社であるBPJの株式の一部をSBIファイナンシャルサービス株式会社へ売却いたしました。また、本件株式売却に伴い、BPJは、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

なお、その後当社は、2023年3月31日付で、BPJ株式の残りすべてをSBICAH合同会社へ売却し、BPJは持分法適用関連会社から除外されております。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

SBIファイナンシャルサービス株式会社

(2) 分離した事業の内容

暗号資産取引所・販売所の運営等

(3) 事業分離を行った主な理由

当社グループでは、SBIグループが持つ地域金融機関とのネットワークやファイナンス機能によるエネルギー事業等における協業により事業伸長の可能性が高いこと、また、SBIグループで展開している暗号資産関連事業やメタバース領域等での新しい取り組みにおいても当社グループとのシナジーが大きいことから、包括的な業務提携を結ぶことで、当社グループ事業の安定と更なる企業価値増大が実現できると考え、本件株式売却を実施いたしました。

(4) 事業分離日

2022年7月1日（株式売却日）

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 8,226 百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 37,148 百万円

固定資産 260

資産合計 37,409

流動負債 29,113

固定負債 -

負債合計 29,113

(3) 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却額との差額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

金融関連事業

(暗号資産に関する注記)

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額
保有する暗号資産（委託者から預かっている暗号資産を除く）	120百万円
合計	120百万円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

種類	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額
ディープコイン	255,000,000DEP	120百万円

(重要な後発事象に関する注記)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、「資本金の額の減少の件」及び「資本準備金の額の減少の件」を2023年6月28日開催予定の第20期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、企業価値の持続的な成長を実現するための経営戦略の一環として、事業規模に応じた適切な税制を通じて財務の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を行うことといたしました。

本件は減少した資本金及び資本準備金の額を「その他資本剰余金」に振り替えるものであることから、「純資産の部」における勘定科目間の振替処理で、当社の純資産に変動を生じるものではなく、発行済株式総数につきましても変動がないため、1株当たりの純資産及び株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

2. 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。資本金の額の減少におきましては、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少いたします。

(1) 減少する資本金の額

資本金	7,877,955,028円のうち7,867,955,028円
-----	---------------------------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	7,867,955,028円
----------	----------------

3. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。資本準備金の額の減少におきましては、発行済株式総数の変更は行わず、資本準備金の額のみ減少いたします。

(1) 減少する準備金の額

資本準備金 697,517,242円のうち687,517,242円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 687,517,242円

4. 資本金及び資本準備金に関する日程（予定）

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2023年5月12日 |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 2023年5月25日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2023年6月26日（予定） |
| (4) 本株主総会決議日 | 2023年6月28日（予定） |
| (5) 資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日 | 2023年6月30日（予定） |

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,974	流動負債	1,440
現金及び預金	6,484	買掛金	520
売掛金	3,607	未払金	269
契約資産	454	未払費用	82
商品	221	未払消費税	130
製品	16	預り金	348
前払費用	35	先物取引差金勘定	51
原材料及び貯蔵品	69	その他	37
営業投資有価証券	355	固定負債	0
未収法人税等	1,173	繰延税金負債	0
立替金	2		
短期貸付金	81		
その他の他	795		
貸倒引当金	△322		
固定資産	1,752		
有形固定資産	107	負債合計	1,440
建物	71		
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具器具備品	35	株主資本	13,280
無形固定資産	83	資本金	7,877
ソフトウェア	83	資本剰余金	3,268
投資その他の資産	1,562	資本準備金	697
投資有価証券	70	その他資本剰余金	2,571
関係会社株式	101	利益剰余金	4,090
出資金	0	その他利益剰余金	4,090
敷金及び保証金	1,389	繰越利益剰余金	4,090
固定化債権	2	自己株式	△1,956
その他の他	1	新株予約権	6
貸倒引当金	△2	純資産合計	13,287
資産合計	14,727	負債・純資産合計	14,727

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		31,863
売上原価		31,167
売上総利益		696
販売費及び一般管理費		2,609
営業損失		1,913
営業外収益		
受取利息	48	
受取配当金	5,207	
雑収入	772	6,028
営業外費用		
支払手数料	2	
新株予約権発行費	1	
株式交付費	6	
投資事業組合運用損失	0	
雑損失	2	14
経常利益		4,100
税引前当期純利益		4,100
法人税、住民税及び事業税	8	
法人税等調整額	0	9
当期純利益		4,090

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				利 益 剰 余 金
	資 本 金	資 本 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	7,180	7,198	－	7,198	△4,627
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	697	697		697	
準備金から剰余金へ振替		△7,198	7,198	－	
欠 損 填 補			△4,627	△4,627	4,627
自 己 株 式 の 取 得				－	
当 期 純 利 益				－	4,090
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				－	
当 期 変 動 額 合 計	697	△6,501	2,571	△3,929	8,718
当 期 末 残 高	7,877	697	2,571	3,268	4,090

(単位：百万円)

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△18	9,733	18	9,752
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		1,395		1,395
準備金から剰余金へ振替		－		－
欠 損 填 補		－		－
自 己 株 式 の 取 得	△1,938	△1,938		△1,938
当 期 純 利 益		4,090		4,090
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△12	△12
当 期 変 動 額 合 計	△1,938	3,547	△12	3,534
当 期 末 残 高	△1,956	13,280	6	13,287

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)デリバティブ

時価法を採用しております。

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

自動車事業：主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

レジャー事業：主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備含む）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

①建物 3年～15年

②車両運搬具 2年～3年

③工具器具備品 2年～10年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供に応じて収益を認識しております。具体的には、検針による確定した電力供給量により履行義務の充足を認識するとともに、検針日から決算日までの期間は過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金をもとに見積りを行って履行義務の充足を認識しております。

・自動車事業

自動車事業においては、主に顧客の需要に沿った車両の販売を行うものであり、顧客に車両を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した車両が検収した時点で当該車両に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

・レジリエンス事業

(1)商品・製品販売

主に需要に沿った省エネ商材及び除菌商材の販売を行うものであり、顧客に商品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(2)省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請業務を行うものであり、当該申請を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、補助金等の交付決定があった日の一時時点で認識しております。これは、履行義務が行政機関が行っている補助金制度等の申請を行うものでありますが、一定期間にわたり充足される履行義務の要件を満たさないためであります。

5. 繰延資産の処理方法

(1)株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2)新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
商品	221百万円
製品	16百万円
原材料及び貯蔵品	69百万円
棚卸資産評価損（売上原価）	145百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	50百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 短期金銭債権	290百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引	0百万円
営業取引以外の取引	790百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	当 事 業 年 度 増 加	当 事 業 年 度 減 少	当 事 業 年 度 末
普通株式	60,000株	4,000,000株	－株	4,060,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	1,948百万円
棚卸資産	67百万円
貸倒引当金	99百万円
投資有価証券評価損	77百万円
関係会社株式評価損	15百万円
その他	5百万円

小計

2,213百万円

評価性引当額

△2,213百万円

繰延税金資産合計

－百万円

繰延税金負債

未収事業税

△0百万円

繰延税金負債合計

△0百万円

繰延税金負債の純額

△0百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	事業の内容	関連当事者との関係	
子会社	㈱ビットポイント・ホールディングス	(所有) 直接100%	金融関連事業	役員の兼務等	3人
				事業上の関係	資金の援助
関連会社	㈱ビットポイントジャパン (注5)	(所有) 間接49%	金融関連事業	役員の兼務等	1人

属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱ビットポイント・ホールディングス	資金の返済 (注1)	3,619	—	—
		利息の受取	46	—	—
		配当金の受取 (注2)	5,206	—	—
		業務委託料の受取 (注3)	451	未収入金	174
関連会社	㈱ビットポイントジャパン (注5)	経営指導料の受取 (注4)	290	—	—

(注1) ㈱ビットポイント・ホールディングスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定して、個別貸付のほかに、極度額2,530百万円で随時貸付、返済することとしております。

(注2) 配当金の受取については、子会社の利益剰余金及び保有現金等の状況を勘案し、両者協議の上、子会社の株主総会にて決定された金額によっております。

(注3) 業務委託料に係る価格その他の取引条件は市場価格を勘案し、双方協議の上、決定しております。

(注4) 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言等に対する対価として業務の内容を勘案し、決定しております。

(注5) ㈱ビットポイントジャパンについては、2022年7月1日及び2023年3月31日付の同社株式売却の結果、決算日現在は子会社又は関連会社ではなくなっております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載し、議決権等の所有割合、期末残高は関連当事者でなくなった時点のものを記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	職業	関連当事者との関係
役員	小田 玄紀	(被所有) 直接0.99%	当社代表取締役	—
役員	高橋 由彦	(被所有) 直接0.00%	当社取締役	—
役員	田代 卓 (注3)	—	当社子会社取締役	—

種類	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	小田 玄紀	ストック・オプションの権利行使 (注1)	636 (3,200,000株)	—	—
		資金の貸付 (注2)	326		
		資金の回収 (注2)	326	—	—
		利息の受取 (注2)	0		
役員	高橋 由彦	ストック・オプションの権利行使 (注1)	35 (132,000株)	—	—
役員	田代 卓 (注3)	ストック・オプションの権利行使 (注1)	31 (100,000株)	—	—

(注1) 新株予約権の行使は、第11回新株予約権、第14回新株予約権、第17回新株予約権及び第19回新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(注2) 資金の貸付については、ストック・オプションの権利行使によるものであります。なお、資金の貸付と回収は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 2022年7月1日付で当社が㈱ビットポイントジャパンの株式の一部を譲渡したことに伴い、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については関連当事者であった期間の金額を記載し、職業、期末残高については関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	111円93銭
1 株当たり当期純利益	34円21銭

(企業結合等に関する注記)

連結注記表（企業結合等に関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 原 芳 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リミックスポイントの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年5月12日開催の取締役会決議において、「資本金の額の減少の件」及び「資本準備金の額の減少の件」を2023年6月28日開催予定の第20期定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 原 芳 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リミックスポイントの2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」といいます。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年5月12日開催の取締役会決議において、「資本金の額の減少の件」及び「資本準備金の額の減少の件」を2023年6月28日開催予定の第20期定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社リミックスポイント 監査等委員会

監査等委員	今川 慎 一	㊟
監査等委員	高山 雄 大	㊟
監査等委員	江藤 美 帆	㊟
監査等委員	山田 庸 一	㊟

以 上

(注) 監査等委員 今川慎一、高山雄大、江藤美帆及び山田庸一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H



交通ご案内

- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」西改札直結
- 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」5番出口より徒歩6分
- 東京メトロ南北線・銀座線「溜池山王駅」13番出口より徒歩8分
- 東京メトロ日比谷線「神谷町駅」4b出口より徒歩10分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。